

共同生活援助における人員配置体制加算の創設について

(介護サービス包括型)

イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (加配 12:1)

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 区分4以上 | <u>83 単位</u> |
| (2) 区分3以下 | <u>77 単位</u> |

イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法^{*}で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (加配 30:1)

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 区分4以上 | <u>33 単位</u> |
| (2) 区分3以下 | <u>31 単位</u> |

ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (加配 12:1、個人単位特例) 84 単位

ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

ニ 人員配置体制加算(Ⅳ) (加配 30:1、個人単位特例) 33 単位

ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

(日中サービス支援型)

ホ 人員配置体制加算(Ⅴ) (加配 7.5:1)

(1) 区分 4 以上 138 単位

(2) 区分 3 121 単位

ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 7.5:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ) (加配 20:1)

(1) 区分 4 以上 53 単位

(2) 区分 3 45 単位

ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 20:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホを算定している場合は、算定しない。

ト 人員配置体制加算(Ⅶ) (加配 7.5:1、日中住居以外)

(1) 区分 4 以上 131 単位

(2) 区分 3 以下 112 単位

トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。

チ 人員配置体制加算(VIII)（加配20:1、日中住居以外）

- (1) 区分4以上 50 単位
- (2) 区分3以下 42 単位

チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホからトまでを算定している場合は、算定しない

リ 人員配置体制加算(IX)（加配7.5:1、個人単位特例） 134 単位

リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

ヌ 人員配置体制加算(X)（加配20:1、個人単位特例） 50 単位

ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

ル 人員配置体制加算(XI)（加配7.5:1、個人単位特例、日中住居以外） 128 単位

ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

ヲ 人員配置体制加算(XII)（加配20:1、個人単位特例、日中住居以外） 49単位

ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

（外部サービス利用型）

ワ 人員配置体制加算(XIII)（加配12:1） 73単位

ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

カ 人員配置体制加算(XIV)（加配30:1） 28単位

カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ワを算定している場合は、算定しない。

※ 「特定従業者数換算方法」とは、従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、本加算の算定に当たっての従業者の員数に換算する方法をいう。